

岩手県告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成19年5月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 施術者の氏名 | 施術者の開設する施術所 | | 指定年月日 |
|--------|-------------|-------------------|-----------|
| | 名 称 | 所在地 | |
| 木村 真子 | レイス治療院 | 盛岡市津志田中央一丁目10番地22 | 平成19年5月1日 |